

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 3

不利益処分の内容	防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置								
根拠法令及び条項	消防法第5条第1項								
処 分 基 準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px; text-align: center;">関係条項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">基準 (未設定の場合は その理由)</td> <td style="padding: 5px;"> <p>防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、「火災の予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防活動に支障になると認めること」、「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」又は「その他の火災の予防上必要があると認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、これらの基準の認定にあたっては具体的な火災発生の危険性又は支障が存在することが必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">参考事項</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">設定等年月日</td> <td style="padding: 5px;">平成9年10月1日設定（平成18年10月1日最終変更）</td> </tr> </table>	関係条項		基準 (未設定の場合は その理由)	<p>防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、「火災の予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防活動に支障になると認めること」、「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」又は「その他の火災の予防上必要があると認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、これらの基準の認定にあたっては具体的な火災発生の危険性又は支障が存在することが必要である。</p>	参考事項		設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成18年10月1日最終変更）
関係条項									
基準 (未設定の場合は その理由)	<p>防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、「火災の予防に危険であると認めること」、「消火、避難その他の消防活動に支障になると認めること」、「火災が発生したならば人命に危険であると認めること」又は「その他の火災の予防上必要があると認めること」が処分の基準である。</p> <p>なお、これらの基準の認定にあたっては具体的な火災発生の危険性又は支障が存在することが必要である。</p>								
参考事項									
設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成18年10月1日最終変更）								